

令和7年6月定例会 一般質問

質問議員	質問 順	質問 番号	質 問 事 項	ページ 数
かわしま ちゆうじ 川島 忠治	1	1	忠魂祭の今後の方向性は	2
		2	火葬場休憩所の環境改善について	4
		3	高齢者の投票環境整備に向けて	5
ふくはら よしたか 福原 賢孝	2	1	檜山沖洋上風力発電大型風力発電稼働後の津波対策について	7
		2	日本海沿岸における地震・津波対策について	8
		3	町内に予定されている陸上風力発電所の建設計画について	10
		4	移住対策について	12
		5	生成AIについて	13
		6	地域みらい留学について	15
なかざわ よしひこ 仲澤 嘉彦	3	1	農業経営維持強化支援事業について	19
		2	町道の未舗装道路について	21
こま ひとし 小間 均	4	1	風車の事故防止対策と安全対策について	22
いわた やすし 岩田 靖	5	1	市街地の熊の出没時の発砲許可について	24
		2	公共施設の防犯カメラの整備について	26
		3	上ノ国町民プールの改修について	27

質問 1 忠魂祭の今後の方向性は

忠魂祭典は、あくまで戦没者の慰霊を目的とした式典で、宗教色が抜けきれない部分もあります。また、遺族会も解散し、現在では参列者も減少しています。昨年12月定例会における私の質問に対し、「終戦から80年という節目を迎えることから、今後の在り方について検討を進める」、「その趣旨に沿った形で慎重に検討して参りたい」、また、「保存奉賛会と町の担当課と慎重に議論をし、今後の実施方法について検討して行く予定」との答弁をいただいています。

次の点について伺います。

1点目、保存奉賛会とは、どのような団体で構成されているのか。また、この間、保存奉賛会は会合を開いているのか。

2点目、戦後80年目という節目を機に、町民誰もが参加できる平和祈念の意味を持たせた内容で、町民の一人ひとりが平和の尊さ、大切さを次世代に継承させていくべきです。国や道などが実施している戦没者追悼式のように宗教形式を伴わない形での実施を検討することが求められているのではないのでしょうか。

答弁 ▼ 町長

上ノ国町忠魂碑保存奉賛会は、各町内会を構成員として組織されており、忠魂祭典の今後のあり方等についての協議は、今年度の忠魂祭典の実施以降に内容や規模を含めて行う予定でありますことから、現時点で開催されておりません。

また、戦没者追悼式のように宗教的要素を伴わない形での実施についてのご質問につきましては、忠魂碑保存奉賛会では、これまで忠魂碑を中心とした慰霊祭を行ってきた経緯があり、今後についても、時勢に合わせて規模を縮小する形で忠魂祭典を継続する方向で検討しております。

本町といたしましては、国や道が実施する追悼式等について周知に努めてまいりますが、忠魂碑保存奉賛会が実施する忠魂祭典への参列者が年々減少している現状を踏まえ、町単独での戦没者追悼式の実施については、現時点で検討しておりません。

再質問

昨年12月定例会の答弁に、前向きな姿勢と思っていましたが、少し残念な答弁であります。

1点目をこれからですね、担当者に聞きたいんですけど、私はある町内会の会長を12年間もやってきてますが、今年の3月連合町内会でも問題提起もなく、また、連合町内会を担当してる担当課長は、議会の答弁に基づき、連合町内会三役に経過報告や、相談する必要もなかったのか。また、宗教法人からの苦情などで寄せられているのでしょうか。

2点目、忠魂碑保存会は、各町内会で構成されている。今後の忠魂祭典も継続する方向で検討していると答弁されています。忠魂祭の財源は町として公費として使うわけにもいかず、何十年前から各町内会から忠魂祭奉賛会会費として1世帯50円。そして、町内会全体で2,300世帯を徴収して、戦没者の慰霊を目的とした式典に取り組んできたと察します。

次のことにおたずねします。

町内会には、宗教観が違う方も加入しています。若い世代の方々は、町内会費に宗教色の会費に苦情も寄せられ、神社特別会計と一般会計と分離してる町内会もあります。どうか忠魂祭典の参加者が年々減少してる現状踏まえ、忠魂碑保存奉賛会は、連合町内会を担当している住民課として、今後の忠魂祭典の方向性や、また、町内会の忠魂奉賛会会費のあり方も大いに議論すべきだと思います。

私は、宗教真っ向から否定はしていません。忠魂祭典保存奉賛会を解散してくださいとも言ってません。忠魂祭祭典が町や町内会から独立し、町民が自主的に運営できる賛助会費、賛助金などで運営出来るようなことを考慮し、大いに議論をすべきだと思います。町民一人ひとりの宗教観は、時代の流れに即応して尊重しなければならない。今、戦後80年と大きな節目を迎え、時代が大きく変化してる中で、町として一番求められているのではないのでしょうか。今後、この議論をして方向性が見えた段階で宗教色のない町民の方々の平和の尊さ、大切さを願い、次世代に継承させる町主催の戦没者追悼式などは、改めて次回に質問したいと思います。

先ほど言っていました2点について、お伺いしたいと思います。

答弁 ▼ 住民課長

町内会への調整、図るということに関しましては、大きな変更がある場合に今までやられてきたということで聞いておりますので、昨年度から今年度にかけて連合町内会に忠魂祭典のあり方についての定義は察してこなかった状況であります。

忠魂祭典のあり方についての苦情ということでありますけども、今のところ連合町内会、各町内会から苦情等々は上がっていない状況でありますので、80周年の記念式典までは、そのまま進むように担当課としては承知してございました。

その他、町民が主体的に実施できるような態勢を整えるということでもありますけども、これにつきましても、構成員であります町内会と協議を進めた上で、実施主体を連合町内会、もしくは町民の民間団体に移していくということも、今後考慮して進めなければならないと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

再々質問

今、連合町内会の中に各町内会が、例えば、ある町内会、私の町内会でもですね、やっぱり今、ある神社に対して維持負担金っていう問題もね、8年前からいろいろ議論されてきてる。そういう意味では、新村のあそこに住んでる方は大留とか、あるいは札幌からも移住してきた方た

	ちも住んでいます。基本的に同じ町内会でもありながら、大留は何々維持負担金などは集める所もあれば、集めてない町内会も現状はあるわけです。だからそういう意味でね、一番やっぱり今後の方向とすれば、この忠魂祭ともう少し違った角度で自主的に運営出来るような方法も思い切って連合町内会の議題に据えて、皆さん各町内会それぞれ内面的にはね、例えば石崎地域でも過去に7、8年前に、なんで連合町内会に維持負担金を払わなきゃいけないって、そういう議論も出てるの。うちらもほんとに悩んでる。どうあるべきか町内会が。そういうことも踏まえて正直に連合町内会で議論する場を勇気を持って提起して欲しい。思ってます。いかがですか。
	答弁 ▼ 住民課長
	先ほども申しましたけども80周年、今年度の式典終了後、連合町内会に対して今の話題、会費の問題、今後のあり方、これを提起させていただいて連合町内会で協議していただくこととしておりますので、その点も含めてご理解いただきたいと思います。
質問 2	火葬場休憩所の環境改善について
	火葬場の休憩所（和室2部屋）は、昼食や軽食なども兼ねた待ち時間を過ごす場所として利用されています。特に足腰の弱い高齢者のために、椅子4脚と座布団が用意されています。しかし、テーブルの高さと椅子の高さのバランスが悪く、利用する際に姿勢が不自然になってしまうため、身体的な負担となっています。こうした点に配慮し、参列者にとってもっとやさしく寄り添った休憩所が求められています。 火葬場に行って、長時間焼骨を待つ時間帯など、足腰の弱い方々への配慮として、低い椅子を多めに用意するなどの対応が必要であると考えますが、所見をお伺いします。
	答弁 ▼ 町長
	葬斎場休憩室の和室には、足腰の不自由な方のためにパイプ椅子を配置しておりますが、議員ご指摘のとおり、高齢者の利用が増加している状況を踏まえると、利用者の実態に配慮した整備が必要であると認識しております。 そのため、今年度中に利用状況に即した椅子等の配置を実施して参ります。
	再質問
	高齢者の利用が増加する傾向も踏まえですね、どのような椅子などの配置など含めて検討されてるのか。あるいは時期など、いつ頃予定してる、あるいはしてるのか、その辺とこ含めてお聞きしたいと思います。
	答弁 ▼ 住民課長

	火葬場の休憩所における椅子、テーブル、これにつきましては、時代の要請に基づいて若干不備があったところかと思しますので、高齢者向けの低い座椅子、それから和室、それからロビーにそれぞれ合った形の高齢者向けの椅子、テーブルを含めて構成したものを検討してございます。 実施時期につきましては、町内各施設にある余剰分のものも含めて検討していきますので、早急に、できるだけ早急に準備をして参りたいと思います。
質問 3	高齢者の投票環境整備に向けて
	令和 4 年 12 月定例会において、私が移動期日前投票所について質問した際には、「人口減少などにより、投票所が統廃合する状況がでたときは、検討していかなければならない」とのご答弁をいただきました。令和 5 年 12 月定例会でも移動期日前投票所の設置を提起しましたが、その際には、「令和 8 年予定の町長選挙、令和 9 年予定の議会議員選挙で、送迎バスを運行し、役場で期日前投票をさせる方向で今のところ考えている」とご答弁をされております。 高齢者の方々は、自分の住む地域での投票を望んでおられることから、本来ならば移動期日前投票所の設置が望ましいのですが、まず第一歩として、来年の町長選挙において、期日前投票のため、役場への送迎を実施していただけるようお願いしたいと思います。この件についての所見をお伺いします。
	答 弁 ▼ 選挙管理委員長
	過去 4 年間の各種選挙における投票状況を調査したところ、投票者の約 4 割が期日前投票所で投票しており、そのうちの約 4 割を 65 歳以上の高齢者が占めている状況にあります。 このように、高齢者の期日前投票所での投票率が高いことを踏まえ、令和 5 年 12 月定例会でも答弁したとおり、来年の町長選挙においては、送迎バスの運行形態などを含めた実施方法を検討し、期日前投票所への送迎バスを運行することが、高齢者の投票環境の整備に繋がるものと考えております。
	再質問
	先ほど答弁の中で前向きな答弁に、足腰の弱い高齢者もさぞかし喜んでいると思います。移動期日前投票所に向けて第 1 ステップとしての取り組みとしては評価、私はするものと思ってます。 さて、1 点目をお伺いします。 送迎バス、高齢者が乗り降りするときに、足腰に負担のないように町の送迎バスを、どのようなバスを考えているのか。それが 1 点です。 2 点目は、送迎バスはどの地域の範囲までを検討されているのか。例えば、実際に投票期間というのは、期日前投票期間短いので単純にいえ

ば山方面、海方面、最低でも１回だけではなかなか揃わないと思うので、２回ほど考えてと思っていますけど、まずその辺ところ１点目、２点目いかがですか。

答弁 ▼ 選挙管理委員会書記長

まず１点目の、足腰のそういった負担だとか、そういった高齢者の対応についてどのようなバスをということだったんですけれども、今のところまだ来年の町長選挙に向けて検討している段階ではあるんですけれども、町の例えば福祉バスを使うですとか、１０人乗りのハイエースを使うですとか、さまざま今後、そういった部分は検討していかなければいけないのかなというふうには考えております。

以前の議会の方でも答弁していたかと思うんですけれども、そういったバスの乗り降りに不自由な高齢者の方々には、ステップ、足を上げる台だとか、そういったものも町の方で用意しておりますので、そういった乗りやすい形の環境を整えていきたいというふうには考えております。

２点目の、どの地域までっていう部分だったんですけれども、町長選挙期日前投票やるとなると、たぶん４日間という、川島議員今おっしゃられたとおり短いという部分もあります。そういった部分考えると、走らせられても１回、山方面１回、海方面１回っていう形になろうかと思うんですけれども、その辺もまだちょっと時間あることですので、その辺もちょっと具体的な部分を今後また、再度詰めながら検討していきたいというふうに思っております。

再々質問

おそらく山方面、海方面で送迎バスが役場に来て投票するとなったら、おそらくでることは大留、例えば上ノ国とか北村の方々が、私たちも利用できないでなんで山方面、海方面だけやるのっていう部分もでるだろうと思っています。そういった部分について、もしそういう要望があったら、やる前にね、要望があったらどのように、今の段階でいいです。考えていますか。

答弁 ▼ 選挙管理委員会書記長

たぶん今の川島議員の中心部の方々、当然投票所近くにありますので、そこは今までどおり投票所において投票していただきたいというのが、私の考え方であります。

ただ、そういったご意見、ご要望があるとすれば、当然そういった意見も聞きながら考えていかなければいけない案件ではあるというふうには認識しております。

質問 1 檜山沖洋上風力発電大型風力発電稼働後の津波対策について

再エネ海域利用法に基づく岩宇・南後志地区沖の法定協議会で、北海道電力が「要望事項」を上げました。要望事項の内容は、「地震や津波の発生時に洋上風力が倒れて漂流物となる可能性を上げ、泊原発の冷却水取水や防潮堤の健全性確保を理由に周囲７キロの海域に洋上風力を設置しないよう求めている」内容であります。檜山沖は地元協議が整い、今年度中には「促進区域」に指定されます。檜山沖の洋上風力は３キロ以内の沿岸に並びます。北電が要望事項で触れています「地震や津波の発生時には洋上風力が倒れて漂流物になる可能性があるから、周囲７キロの海域に洋上風力を設置しないよう」求めておりますが、この内容についての見解をおたずねをいたします。

２点目として、また、３キロ以内の沿岸に並ぶ檜山沖の洋上風力は北電が要望事項で今申し上げました「地震や津波の発生時に洋上風力が倒れて漂流物」になるということを指摘しておりますが、そして、主要国道が巨大な羽根などでふさがれれば、復旧、復興に大きな支障が出るということが想定されます。このことは、去年の元旦に起きた能登半島地震が如実に物語っているところであります。檜山沖は地元協議が整い、今年中には「促進区域」に指定されますが、大型風車設置・稼働前に津波防災についての議論を深め、３キロの沿岸設置をもっと沖合にするなどの検討も必要と考えるものであります。この点についての見解をお伺います。

答弁 ▼ 町長

檜山沖における洋上風力発電事業は、地元協議が整い、今年度中に「促進区域」に指定される見込みであります。こうした中、今後の事業推進にあたっては、地域住民や関係者との十分な対話を通じて、安全対策や環境保全への理解を深めることが不可欠であります。

ご質問にありました、岩宇・南後志地区沖の法定協議会において、北海道電力があげた「要望事項」につきましては、泊原子力発電所の安全性確保の観点から出されたものであると認識しております。

また、令和６年第４回定例会で岩田議員のご質問にお答えしたとおり、檜山沖で計画されている風力発電設備の設置方式は着床式であります。この着床式による風車の設置については、技術的及び経済的な理由から、水深６０メートルより浅い海域に設置されるのが一般的とされております。

このため、檜山沖は海底地形が複雑で、水深が場所によって大きく異なるため、風車の設置場所の距離調整が容易ではない状況にありますことから、今後、選定された事業者が提案する風車の設置基数や位置などの状況を踏まえ、法定協議会等の場で議論して参りたいと存じます。

質問 2	日本海沿岸における地震・津波対策について
	3月12日の北海道新聞の記事によると、北海道は、北海道南西沖などの断層でマグニチュード7を超す巨大地震で津波が発生した場合の被害想定をまとめたと報じられました。記事によれば、日本海沿岸は総じて陸地近くに断層が点在しており、地震の揺れが大きく、さらに津波到達の時間が短いことが特徴とされております。道は、2017年に日本海沿岸の津波浸水想定を策定していますが、その内容は1993年7月に発生した北海道南西沖地震での体験を踏まえ、せたな町日中戸岬で津波の高さが26.9メートルに達し、奥尻を含む6町では最短1分で津波が到達するなどとなっております。また、発生時期や時間帯によって被害が大きく異なるために3つの想定を求めています。1つは夏の昼間の時間。2つ目は冬で夕方の時間。3つ目は冬で深夜の時間。この3つのケースを分析した結果、冬の深夜に北海道南西沖から青森県西方沖にかけての断層で巨大地震が発生し、早期避難率が低い場合に津波や建物倒壊、急傾斜地の崩壊によって道内の死者は約7,440人に上ると推計されております。檜山管内の町村別では江差町が2,400人、奥尻町1,500人、せたな町1,200人、乙部町1,200人、上ノ国町900人と想定しています。 日本海沿岸に甚大な被害をもたらす地震の発生確率は、今後30年以内では比較的低いとされておりますが、道は想定される被害の規模を公表することで自治体に防災強化を促す考えであります。この度の道の日本海沿岸地震・津波の被害想定についての見解を、まず、お伺いをいたします。 さらに、この度の北海道の日本海沖での津波想定を踏まえ、今までの上ノ国町の地震・津波対策について、先ほどの洋上風力発電の質問とも関連しますが、見直す点なども多々あると考えますが所見を伺います。
	答弁 ▼町長
	平成29年に北海道から公表された津波浸水想定については、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会のワーキンググループでの議論等も踏まえ、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に備え、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築するための基礎資料として作成されたものであります。この想定の基本的な考え方としては、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑える「減災」の視点から、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える規模の津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、住民の避難を軸としたソフト対策を推進することとされております。 本町においても、この津波浸水想定を基に、令和5年度に地域防災計画及び津波ハザードマップを更新しております。日本海沿岸における新たな「地震・津波被害想定」については、本年1月に北海道から公表される予定でありましたが、先送りになっていたところ3月12日の北海道新聞により先行して報道されました。 この報道は、住民の不安を煽るような衝撃的な内容であったと捉えております。報道された内容は、地震発生後直ちに避難を始める人の割合

が低く、過去の統計データ等に基づきマクロ的に算出されたものであるため、一つの指標として受け止めるものでありますが、「避難しても無駄」と住民に誤解や諦めが生じないように、早期避難の重要性について周知徹底を図って参りたいと存じます。

また、本町の沿岸部では、裏山などの高台が多く存在し、避難道路や階段が整備されておりますが、高齢化により早期避難が困難な地域もあることから、これら避難施設の維持管理や必要に応じた改良工事などに努めるとともに、避難訓練を定期的を実施することで、住民の避難意識の向上と生命を守る体制を強化して参りたいと存じます。

再質問

この度道はですね、今回の見直しを公表することで自治体に防災強化を促しているのではないかなと思っております。

昨年、一定議会で厳冬期に発生した場合の上ノ国町の防災、防寒対策について質問いたしました、昨年度と比較してどのようにまた防災対策、令和5年に地域防災計画が策定され、津波ハザードマップを更新したということはよく存じております。そういう点を踏まえて、去年やったから今年はもういいのかという点も踏まえながらですね、やはり年度が変わる度に防災計画等、微調整等も踏まえながら、いろんな話し合いを持たれるべきではないかなと思っておりますので、質問いたしましたわけですが、その点についてのお答えを伺います。

答弁 ▼ 総務課長

答弁書の方には令和5年度に改訂しましたということで答弁させていただいておりますが、正直なところですね、その後、防災対策の部分について、計画について再度話し合いを持ったのかとか、更新をすべき案件あるのかという部分は、正直なところ、私今4月から総務にきまして大変申し訳ないですけども、存じ上げていないという部分が正直なところであります。

ただし、今年度ですね、予算も持っておりますけれども、汐吹ですとか扇石のそういった避難階段、そういった見直すべき部分は見直して、取り組みを進めていくという部分もありますので、たぶん今後また北海道の方からこういった津波、地震についての情報また順次公表されると思いますけれども、そういった部分でましたらですね、また、そういった部分に注視しながら更新できるもの、そういったものの部分に関して検討は進めていきたいというふうに思っております。

再々質問

避難施設の維持管理や必要に応じた改良工事。こちらも間断なく進めていただきたいと思いますし、また、年度が変わるごとにやっぱりそういう意識をみんなで共有し合うということは、ぜひ必要だと思いますので、これは総務課だけでなくですね、できれば全部において課長の皆さんや補佐の皆さんも含めた中で、そういう話し合いを持たれるような

	慣習化と申しましょうか、そういうものを上ノ国町の1つの風土にしていただければ、より住民の皆さんも安心できるんじゃないかなと思っておりますので、こちらはよろしく願いをいたしたいと思っております。 この点について2点目の質問ですが、昨年の私の厳冬期の防寒体制の必要性について、いろいろ町長からお話ありました。厳冬期の防寒対策では、今回の能登半島沖地震では、床に直接寝ることから、床からの冷気で体調を崩す人が多くいたと。厳冬期の防寒対策や簡易ベッドの備蓄を見直すという、前回ご答弁、昨年一定ではご答弁をいただいたんですよ。また、総務課長も変わったばかりでですね、申し訳ありませんが、その簡易ベッドや、簡易ベッドこれ段ボールベッド等だと思うんですが、また、簡易ガスボンベストーブ、こういうものの整備は昨年からどのように変わったのか。増えてきたのか。どのくらいこの地域ではこのくらい増えてますよっていう具体的な数値があったら示していただければありがたいんですけども、それがかなわなかったらですね、今私の言ったことをぜひいろんなことでまた、予算を使いながら取組んでいたければありがたいと思ってしておりますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。
	答弁 ▼ 総務課長 ただ今の厳冬対策の備蓄品のご質問であります、具体的な数字は直接今伝えることはできないんですけども、簡易ベッドですとか、寝袋等、そういった厳冬対策に繋がるような備品は整備されております。徐々に数は増やしていくっていう形になろうかと思っております。 私も4月に異動してきまして、備蓄倉庫の方確認して参りました。そういった部分の中にも、そういった各厳冬対策のものも数多く保管してありました。ただやっぱり、保管する場所だとかそういった部分の関係もございますことから、その辺も勘案しながら、今後必要なものに関しては順次整備していく形を取りたいなというふうに思っております。
質問 3	町内に予定されている陸上風力発電所の建設計画について
	4月に、日本風力開発（東京）が湯ノ岱と厚沢部にまたがる山林で、最大出力14万2,800キロワットの陸上風力発電の建設を計画しており、2031年着工、34年の営業開始を目指しています。このほかにも、オリックスが最大総出力8万5,400キロワット、北電関連の系列会社が中部電力やカナデビアと合同で18万3千キロワット、さらに米国系発電会社の子会社「上ノ国湯ノ岱ウィンド」が総出力最大4万9,800キロワットの陸上風力発電を計画しております。 現在、合計4事業者が湯ノ岱地区周辺で陸上風力発電計画を公表済みであります。すべて実現すれば、最多で計97基の大型風力発電が立つことになります。 このうち3つの計画は事業想定区域が重なっておりますが、先日の道新の記事によれば立地場所が競合する場合は事業者間で協議して決めることになるかと報じられております。地域住民や動植物に対する影響等、町としてどのようにお考えか伺います。

また、事業想定区域が重なるこれらの計画に対して、町として調整等の立場が求められることがあるのか、この件についても併せておたずねをいたします。

答弁 ▼ 町長

町内の各区域における風力発電建設計画につきましては、現在、複数の計画が進行しており、それぞれ環境影響評価手続が進められている状況です。陸上風力発電施設の建設は、持続可能な社会の実現に向けた重要な一歩であり、その推進には地域全体の理解と協力が不可欠であると認識しております。今後は、各事業者によって実施される環境影響評価手続において、調査・予測・評価が進められていくこととなるため、町としましても、地域住民や事業者と連携しながら、環境保護と地域振興の両立を目指して参ります。

また、事業想定区域が重なる計画については、一部の関係する事業者間で協議が進められていると聞いておりますが、現時点では、町がその調整に関与する予定はございません。

再質問

2点目の質問ですが、湯ノ岱地区で計画されている4事業者の陸上風力発電事業計画について、町民への危険性と農業への影響等について、また環境保全と生態系への懸念についておたずねをいたします。

昨年12月の四定の私の質問時から計画事業者が4事業者になりました。1社増えたわけでございます。4社のうち3社が作業道整備を想定する道道館町福島線の未完成区間ルートになっておるわけでございますが、このルートは、ルート上の地滑り対策の困難さなど、道路建設が中止になった経緯があります。私の記憶では確かシマフクロウかなんかの生息地もあるんでないかという話があったように記憶していますが、その辺は定かではありませんが、その生態系の懸念。こういうものが非常に憂慮されるわけでありまして、またこの一帯は道南のブナ林の中心地でありまして、風車作業道などの大型な機材の設置で木々が大量に伐採されると山の保水力が損なわれ、泥水の発生確率がより一層高くなるんでないかと。そのことによって当然山の自然体系や生態系が大きく損なわれ、これはまた海に流れてくるわけですから、漁業被害も想定されるわけでありまして、さらに作業道により、クマ、鹿、こういうものが容易に人里に下りやすくなります。町民への危険性や農業への影響が危惧されるわけでありまして、これらのことをどのように考えているのかについて、お伺いをいたします。

答弁 ▼ 政策推進室長

今環境影響評価手続。これは各事業者ごとに進められておりますけれども、まず1社に関しては方法書。ある意味段階で言うと2段階目の状況です。もう2社に関しては、まだ1つ目の段階の配慮書という段階で、だいたい4ステップから5ステップの段階で、配慮書、方法書、準

	備書、評価書、次々進んでいく状況です。ですので、今後のその他の、例えば河川の濁りの状況、あと作業道の状況、あと野鳥の状況、それぞれ事業者がアセスメントをしていくような状況になっておりますので、今後そういった状況、各住民等に公表しながら順次議論されていくものと思っております。
	再々質問
	まだまだこれからステップを踏んでいく段階だということでもありますので、その辺についても町としてしっかりですね、注意を凝らしていただければありがたいと思っております。 2点目の質問ですが、昨年12月の定例会で私が今ゾーニングマップを作成すべきとの提案をいたしましたら、再生可能エネルギーの普及推進の重要性と環境保全の両立が必要だからゾーニングマップ等の作成を早急に整備すると答弁をされて、今年度予算付けをされました。そして、このゾーニングマップがいつ頃出来上がるのか。この点についての見通しがありましたら、お知らせをいただきたいと思います。
	答弁 ▼ 政策推進室長
	先ほどの環境影響評価に続く関連のご質問だと思いますが、ゾーニングマップの今年度予算計上しておりまして、5月の下旬に環境省に補助金申請をして、今採択をしている状況です。 今後、交付申請というステップを踏まえて進めていくわけですが、けれども、このゾーニングに関しては、今年度中の策定を予定しておりますが、まだ事業者選定等行っておりませんので、随時事業者選定後それぞれ関係の委員会等開催してですね、進めていくこととなりますので、まず策定の完了時期というのは申し上げられませんが、今年度中に策定を考えております。
質問 4	移住対策について
	政務活動調査で3月25日に移住・空き家対策について青森県三戸町役場を訪問し、まちづくり推進課・交流室長さんから現状と課題についてお話を伺い、意見交換をしてまいりました。青森県は、10市22町8村の計40市町村があり、東青地域、中南地域、三八地域、西北地域、上北地域、下北地域の6圏域に分かれています。 県作成の移住ガイドブックや6つの圏域それぞれを紹介する移住パンフレットなどにより、きめ細かな情報提供がされています。 三戸町については、八戸圏域連携中核都市圏（1市6町1村）の一部で、「八戸都市圏スクラム8」の移住パンフレットを作成しております。このパンフレットでは、先輩移住者の多様な生活スタイルや、Uターン者、東京、大阪、海外からの移住者が紹介されています。また、各自治体の支援内容や仕事、住宅、結婚、子育てなど地域の魅力もふんだんに掲載されております。八戸都市圏ではITから農業・漁業など多様な産業が発達していて、八戸市では仕事、子育てなど目指すライフスタイル

	に合わせて、住むエリアを選べるようになっております。三戸町では5年以上住むことで移住定住補助金が交付対象になっており、平成28年から令和6年までの累計で63件の移住、32件の空き家対策効果が出ております。 上ノ国町の魅力UPのため、内容を充実したパンフレットを作成すべきと考えます。そして「八戸都市圏スクラム8」のような檜山圏域7町の魅力を網羅したパンフレットも作成すべきと考えるものですが、町長は檜山町村会の会長もされておりますので、ぜひ、そういう檜山7町の魅力を網羅したパンフレットをつくっていただきたいと思いますが見解をお伺いします。
	答弁 ▼ 町長 全国的な人口減少が続いている中で、本町においても将来的な人口減少は避けられない現状となっております。そのような環境下において、即効性のある施策を見い出すことが難しい状況にありますが、移住・定住の促進に向けて、内容を充実させたパンフレットの作成は有効であると考えております。 これまでも「子どもを産み育てやすい環境づくり」を柱に、18歳以下の医療費無償化、保育料・学童保育料の無料化及び出生祝金の支給などによる経済的負担軽減を図って参りました。併せて、地域の自然環境や産業構造、生活環境などを紹介したパンフレットを令和5年度に更新しておりますが、今後においては、移住希望者に対してタイムリーな情報を提供できるよう、さらなる工夫を重ねて参りたいと存じます。 また、檜山圏域7町の魅力を網羅したパンフレットの作成についても、地域間の連携を強化し、各町の魅力を相互に引き立て合うことで、地域全体の魅力を高めることに繋がるものと認識しております。加えて、移住者の体験談や地域住民の声などリアルな視点を掲載することにより、訪問者や移住希望者に対して広範な選択肢と実感のこもった情報を提供できるものと考えております。 以上のことから、本町及び檜山圏域7町の魅力を伝えるためのパンフレット作成は、地域振興や移住促進に向けた有効な手段であると考え、関係機関とも連携を図りながら取り組みを進めて参りたいと存じます。併せて、パンフレットのデザインや配布方法についても工夫を凝らし、オンラインでの配信やSNSを活用することで、更に多くの人々に情報を届けることができるものと考えております。
質問5	生成AIについて
	総務省の調査で、昨年12月時点で市区町村の約3割が生成人工知能（AI）を導入していることが明らかになりました。今後の導入予定や検討中を含めると半数を超えとのことであります。上ノ国町の生成AIの実態について伺います。 2点目として、生成AIの活用については、情報の偏りや偏見などが反映されるリスクがあるとの指摘もあります。反面、町の技術系職員不足を補える利点も考慮できると考えます。AIを利活用した効率的な自

	治体運営について所見を伺います。
	答弁 ▼ 町長 生成ＡＩの導入状況に関する調査結果は、地方自治体におけるデジタル化の進展を示す重要な指標であり、本町においても生成ＡＩを導入することにより、業務の効率化やサービスの向上に寄与する可能性があることを認識しております。具体的には、住民からの問い合わせ対応やデータ分析、業務プロセスの自動化など、多岐にわたる分野での活用が期待されます。 １点目の生成ＡＩの実態についてのご質問ですが、現在、職員個々に活用している実態が数多く見受けられ、その活用方法や好事例などを職員間での共有や周知を進めることで、業務の効率化を図っているところであります。 今後においても積極的な情報収集を行い、他自治体の成功事例などを参考にしながら、生成ＡＩの効果的な活用に向けて取り組みを進めて参りたいと存じます。 ２点目の生成ＡＩを利活用した効率的な自治体運営についてですが、生成ＡＩを導入する際には、問題を解決するための手順や運用上のルールを明確にし、適切な監視体制を整えることが重要であります。また、地域特有のニーズや文化を反映したデータを用いることにより、より公平で効果的なサービス提供が可能となり、ＡＩによるデータ分析や業務支援は、職員不足を補う一つとしても有効な手段になり得るとも考えます。 以上のことから、今後の自治体運営においては、ＡＩと人間がそれぞれ特性を生かし、協働していくことが重要であると認識しております。ＡＩが得意とするデータ処理や分析を活用しつつ、人間が持つ創造性や判断力を組み合わせることで、より効率的かつ効果的な行政運営を実現して参りたいと存じます。
質問 6	地域みらい留学について
	政府は、今年度から一部先行措置により「高校授業料無償化」を決定しました。上ノ国高校は国内留学制度の「地域みらい留学」の2027年度からの導入を目指し、今年度から全国組織に参加するわけですが、隣の渡島管内では知内高校、福島商業高校が既に「地域みらい留学」を導入し、両校ではハウスマスターやコーディネーターを採用するなど、高校の魅力アップに努めております。また、本町と隣接の松前高校でも2026年度から「地域みらい留学」を導入します。松前高校は25年度6～8月に東京で2回、大阪で1回、説明会開催やイベントに参加することです。松前高校は、書道教育、フランスに生徒を派遣する国際教育、松前藩所ゆかりの歴史教育の3つの柱を特色としております。とりわけ書道は全国レベルで活躍するなど実績があります。さらに松前高校では給食をすでに導入しており、知内高校でも5月から給食を導入しました。 上ノ国高校は1年次の英語研修の無償化、ニュージーランドでの海外

研修費、英検や各種資格試験の受講料全額補助など、町が積極的に支援しております。生徒たちは動画制作活動などレベルアップを図り、町おこしにも積極的に参加しております。昨年度も江差町から英語教育の魅力などにひかれ、上ノ国高校に入学した生徒が同級生5人と1月に授業の中で若者や親子連れが集まるイベントの「上ノ国町eスポーツ祭」を企画・運営し、成功裏に導いたとの報道もありました。また、本年4月から5月にNHKで放送された、上ノ国高校生の生徒の皆さんの活動も大きな反響をもたらしました。今年度も上ノ国高校に江差町と厚沢部町から7人の新入生が入学されました。町内外問わず生徒の親御さん方は、ほとんど働いておられます。親御さんの負担軽減を図り、上ノ国高校を希望する生徒の皆さんのためにも給食を提供すべきと考えます。

昨年の3月定例会での私の質問、提言に対して教育長は「高校生は食を通して、生活を自立的に整えることが期待される時期なので、無料給食は考えていない」とのお答えでした。冒頭に私が発言しましたように、高校授業料無償化により、上ノ国高校はじめ地域の高校にとって、経済的な理由で地元に進学する生徒も多かったのが、無償化で函館や札幌などへの進学のハードルが下がり、地元離れが進む可能性が危惧されます。上ノ国高校の校長も「特色ある授業や活動に力を入れてきたが、無償化の影響は出るだろう。学校存続の危機感拭えない」と憂慮しておられます。

このような点を踏まえて、2点質問をいたします。

このように、昨年度とは教育環境が激変することになるわけですが、今の私の提言が上ノ国高校の存続の一助にもなり、「地域みらい留学」にとっても、親御さんの負担を軽減し魅力あるポイントになると思いますが、教育長の所見を伺います。

2点目、「地域みらい留学」導入決定前の今年度は、どのように都市圏でのPR活動やイベント、説明会開催等の企画を立てているのか、お伺いをいたします。

答弁 ▼ 教育長

まず1点目、上ノ国高等学校の生徒に対して給食を提供すべきとのご質問ですが、国による高校授業料無償化や他校における特色化・魅力化の取組に関する動向を踏まえ、当校の支援を行っていくにあたっては、特色・魅力を明確にし、町外のみならず道外の中学生及び保護者に対し、積極的に情報を発信していく必要があるものと考えております。

現在、上ノ国高等学校においては、本町が支援を行っている「プリティッシュヒルズ英語研修」や「ニュージーランド海外研修」等を通して国際的視野を育む「グローバル教育」と、総合的な探求の時間を用いて行う当校独自の地域学校協働活動による「ローカル教育」を融合させた「グローカル教育」を特色として、魅力ある教育活動が進められており、このグローカル教育による生徒の成長を海外研修報告会をはじめとする様々な場面で実感しているところでございます。

今年度、本町と上ノ国高等学校では、都道府県の枠を超えて、中学生が自ら興味関心を持った高校を選び、高校生活をその地域で過ごす国内進学プログラム「地域みらい留学」に参画し、令和9年度からの受入れ

開始に向けた様々な準備を進めているところですが、このグローバル教育こそ道外の中学生及び保護者に対し、最もアピールすべき特長であると認識しております。

加えて、昨年の第1回定例町議会において福原議員の質問にお答えしたところでありますが、お弁当は親子の絆や互いへの思いやりを醸成するものであるという考えに変わりはなく、その親子間の絆や愛情の醸成についても一朝一夕に構築できるものではなく、それぞれに生活する上で一定程度の負担感を持ちながらも、その中で一生懸命心血を注いだ結果、絆や愛情を深めることができ、子どもたちもそういった親御さんの姿を見て育って、家族に対し、又は他者に対する思いやりや道徳観、愛情を醸成することができるものであると確信しておりますことから、行政としてそういった機会を無くし、阻害するべきではないと考えているところでございます。

次に2点目、地域みらい留学に係るPR活動等の企画についてのご質問であります。今年度は、中学生及び保護者向けのオンラインによる学校説明会や東京都で開催される対面による高校進学合同説明会に参加し、学校PR活動を行うほか、これらの活動を通し当校に興味関心を持った道外の中学生を本町へ実際に招き、オープンスクールへの参加をはじめ、本町ならではの体験活動や地域の方々との交流の機会を提供することで、学校や地域の魅力を実感していただき、進学検討や再訪意識の醸成に繋げていきたいと考えております。

再質問

地域みらい留学について、かいつまんで言いますと、教育長は給食制を導入することが他者に対する思いやりをなくし、道徳観、愛情醸成を阻害することに繋がるというふうな答弁をされました。私はですね、やっぱり教育はそういう壁や塀をつくってはいけないんでないかなと。たしかに教育長はそういう考えかとわかりません。

だけでもですね、今、大変ご家族の皆さん、ご家庭の皆さんは、いろんな面で苦労されてると思ってらんです。まあ、どういうことがと言うと、無料給食制が、私の考えですよ、これは。導入されれば働く親御さんたちの家計と心身、心と体への負担が軽減されるんでないかということが、まず第1点。

2点目として、栄養バランスのとれた献立を提供することで、生徒の健康と学習能力の向上も期待できるんでないかということが第2点。

第3点として、給食を通じて他人に対する思いやりや道徳観、愛情の醸成が反対に促進される可能性があるんでないかと私は考えるものであります。

そして、教育長が熱弁されました、このグローバル教育の特色。私は、上ノ国町がですね、今まで高校の発展や存続、生徒個人の人格形成と自立心に富んだ教育に対して、いろんなご支援は素晴らしいものだと思いますよ。それは私の前段の質問の中で申し上げたとおりであります。

これに、無料給食制を導入することで、一層他町からの生徒が進学先に上ノ国高校を選択する範囲が広がるんでないかという考えで、質問さ

せていただいた訳でありまして、決して教育長の考えや、そういうものに対して弊害になるというふうな思いで質問している訳ではないということをご理解をしていただきたいと思います。

再質問ですが、教育長は、町民の方々の声を聞かれたことありますか。例えば、教育委員会でこういうことを協議、話し合われたことありますか。もし、話し合われたことがなかったら、ぜひそういうものを議題に上げていただいてですね、そういう教育委員の声を聞いたり、また、一般の父兄の声を、もちろん生徒の皆さんの声もそうではありますが、お聞きして、広くアンテナ広げていただければありがたいと思っておりますが、その点についてのお答えをお願いいたします。

答弁 ▼ 教育長

まずはじめに、上ノ国高等学校の卒業式に議員の皆さん、ほとんどの方々出席され、皆さん感銘を受けたというふうに思っておりますけれども、卒業生の代表による答辞ございました。その中で内容には、卒業生一人ひとり３年間の親御さんに対する思いが綴られており、皆、異口同音に３年間お弁当ありがとうという親御さんに対する感謝を述べておりました。その答辞を聞き、家族や他者に対し心からありがとうと言える生徒に成長した姿を見てですね、目に涙する多くの親御さんが会場にはおりました。

そういったことなどを念頭に話をさせていただきたいなと思っております。

福原議員のおっしゃることもわからない訳ではないですが、日本文化において弁当というのはやはり、親の愛情を感じる象徴的な存在だと私は思っております。親が毎日手作りの弁当をつくって子どもに持たせることは、子どもに対する愛情だとか、思いやりを表す最たる行為だというふうに思っております。３年間お弁当をつくることによって親子の信頼関係や、親と子の互いに対する思いやりの醸成など、長いようで短い３年間という期間を行ってくれた親に対する感謝や敬意の気持ちが如実に表れる行為であり、その気持ちが生涯忘れることなく子どもたちの記憶に残り続けるものだというふうに思っております。

また、これが自立した大人になったとしても、親御さんを大切にしようとする気持ちの醸成にも繋がり、家族の絆を一層強めるものであるというふうに考えております。子どもに対する親御さんの愛情を注げる機会でもあると考えてございます。

一方ですね、高校は社会に出るための助走期間でもあり、社会生活を営むための準備期間でもあると考えてございます。生活とは、個々の人々が日常的に活動や習慣、または生活様式全般を示すことでございますけれども、毎日を健やかに生きるために食事は欠かせない要素であります。そういった観点からも、高校を卒業した時点から、多かれ少なかれ自炊することが必須となることが予想されます。生徒自ら自身の弁当を日常的につくる訓練をし、社会に出てからより一層充実した生活を送るためにも、そういった準備も必要であるというふうに考えているところでもございます。

また、先ほど福原議員がおっしゃられましたように、うちの町は結構

そういった部分で補助だとか、さまざまやっておられるという評価ございました。ありがとうございます。

本町では、平成21年8月から18歳までの医療費無償化をはじめ、平成26年10月からは保育料及び服飾費、小中学校の学校給食費、学童保育の負担金等の無償化を順次行ってきております。令和4年4月からは出生祝い金制度を設けて、子育て支援策を充実してきております。

さらに、これらとは別に、小中高の児童生徒への各種補助、助成についても充実を図ってきているところであり、とりわけ上ノ国高等学校の生徒に関しては、通学費の助成、見学旅行費の助成、海外研修事業への助成。また、令和6年度からはブリティッシュヒルズ、先ほども申し上げましたけれども英語研修に関する助成、学力向上推進事業への助成等行ってきているところであり、そういった状況を鑑みますと、現在在籍している生徒でありますとか、今後入学される生徒につきましては、最もこういった制度の恩恵を受けているところであり、その親御さんについても最も恩恵を受けている世代であるという状況でございます。

平成21年以前に子育てをしてこられた親御さんからいたしますと、たしかに子育てしやすいお金のかからない町かもしれないが、そこまで何から何まで無償化するのはいかがか。そういったお話も実際受けている状況もございます。そういった意味からしても、親御さんの経済的な負担でありますとか、そういったものの減少という部分では、多くの市町村と比較いたしましても優位性はあるものというふうに考えております。

質問 1 農業経営維持強化支援事業について

本町における農業経営の規模は、小規模経営者が大半を占めており、農業を持続できているのは、町が積極的に進めている農業経営維持持続化支援事業のおかげであり、農業者が意欲的かつ持続可能な農業経営に向けて鋭意努力をできる環境にあることに感謝しているものと認識しております。

しかしながら、多くの小規模な農業経営者は高額な農機具の購入がままならず、農作業の目的や使用頻度から、安価な中古農機具の購入は、農業経営を圧迫せずに効率化を図ることが可能であると農業者の多くが要望しております。

町に確認したところ、中古の農機具は補助対象外であるとの回答を得ておりますが、過去には安価な中古農機具の購入を認めてきたことや、高額な新品の農機具を購入できない多くの農業者に更なる意欲をもっていただくことが重要であると思っております。農業者からの強い要望を踏まえ、中古農機具の購入を補助対象とする制度改正の実施について、町長の所見をお伺いします。

答弁 ▼ 町長

平成24年度から開始した農業機械等導入への補助制度につきましては、おおよそ3年毎に制度内容の見直しを行いながら、担い手農家への農地集約に伴う規模拡大、農作業の効率化や生産性の向上など、農家の経営基盤強化に取り組んで参りました。制度開始から既に10年以上が経過し、当初の目的を一定程度達成したものと認識しております。

中古農業機械につきましては、昨年度まで補助対象としておりましたが、実績といたしましては、令和2年度までは毎年10件以上の申請件数で推移していたところ、令和3年度が3件、令和4年度が10件、令和5年度が3件、令和6年度が1件と大きく減少しております。

このような実態を踏まえ、当該補助の目的は達成されたものと判断し、令和6年度末をもって終了したことから、昨年までと同様な中古農業機械への補助については考えておりません。

再質問

中古機具の支援に関して、当初の目的を達成したとのことですが、具体的にどのような目的が達成したか。また、農機具に対する必要性は過去4年間の実績により、中古機具の需要が見込まれないとする判断については、ちょっと疑問感じますね。使用頻度が少ない農機具などは、高額な新品の農機具でなくても安価な中古の農機具を使用することで、農業経営にとってプラスの面が多くなると思われます。

これまでの補助により、町内には農機具が多く導入されて、高齢などから離農される際に継承できる対策にもなるとは思いますが、また、新規

作物などにも需要が見込まれるんじゃないかと。なにせ補助によって多くの農家が導入してきたさまざまな農機具、町内で流出させることも必要の一つかなと。一部の農家ではありますが、中古の補助対象外となったことに対して、購入したいという農機具があると。そんな中で疑問の声が私どもに寄せられました。需要あるものと思われるので、再度再考する考えはないか、おたずねいたします。

答弁 ▼ 町長

今回のやつですね、最終的には令和6年が1件と大きく減少したという、時系列で書きました。ただまあ、これ見ると平成24年から約13年やってます。一番最初にやった経緯はですね、議員指摘のとおり檜山管内どこもやってません。私が町内を、現場歩くとですね、70歳以上の高齢者が秋の時点で寒いときに、雨の中もキャビンのないトラクターで動いてるんです。これはうちの辺りは、今の十勝とか今金、厚沢部と違って、やはり大きい農家がないなと。ですから、そういう高齢者でも力を出してもらわないと農業の生産額が落ちるんです。それで、思い切ってますね、担当と打ち合わせをして、そしたら、機械補助をしようじゃないかと。その中に一つ言われたのは、ある経営者がこう言いました。町長、私は次の後継者に渡したいんだけど、今いう機械が古くて、うちの子どもたちが安心して受けることができないんじゃないのかという深刻な話も受けました。

そういう経緯もありまして、私は平成24年から今いう補助をしました。当然、議会の中ではそこまで必要でないんじゃないかという厳しい意見も、やはりそれは財政をもって、また、農家の経営をもって、町で補助することによって経営が安易にするんじゃないかと、そういう指摘を受けました。

今現実13年すると、やはりそれも大きな指摘だったと思って確認しております。私は今回は、中古という形での質問ばかりでなくですね、どんな制度でも、いつか我々も際限なくやれませんか。皆さん知っているとおり今年もですね、財政が8億から9億足りなくて、当時の財政課長四苦八苦してます。ある程度基金、副町長にいつも怒られてます。町長は金あるあるって言うからだめだって叱られるんですけど、まさに、もう、歳出が増えて増えてですね、このままいったら正直大変だなという意識があります。そういう中で、私たちが今、農業機械もこれをやらなければ農業経営ができないという部分で始めたものが、なんとなく毎年更新するための、常にこれをやったら今度水産の方でも船を更新する度に、何を更新する度、際限ないんです。そういう中でですね、今回、農林課長は相当苦労して書いてました。特に初めてですし、その中で私がじゃあ最後に答弁しますよっていう話はしたんですけど、現実的に、今、中古の機械ばかりでなく、新しいものについても、私は当時の、ちょっと話長くなりますが、振興局の局長が反対しました。なぜかというと、行政が民間の財産に支援していいのかと。これはタブーですよと言われてました。それでも私は、この零細な農家をなんとか一つの安定的にもっていきたいということで導入したということは、ご理解願いたいと思います。

	そういうことでですね、もう私は、あと数年である程度もう役目は終わったと。今、議員言ったように、これはですね、更新なるんですよ。毎回。エンドレスでいきますから。ただお金はエンドレスではありませんから。ですからそういう意味で、今回は中古の機械は導入はやめます。次は、あとこれから農業者と打ち合わせをしながら新しいものについても、簡単に言いますと、財政がついて行けないもんですから、やれないっていうその現状を、仲澤議員ならきっと理解すると思いますんで、ぜひ理解してほしいと思います。
質問 2	町道の未舗装道路について
	町道の未舗装道路は、町内に複数路線にわたり存在しており、住民の利便性や安全性に問題が生じている状況にあります。特に降雨時や冬季間は、排水設備もなく悪路となっていることに加え、下水道マンホールに段差があるなど、生活環境や通行に支障を及ぼしておりますし、周辺住民からは、舗装整備を望む声が多く寄せられております。当然、財源の確保などの課題もありますが、町は住民からの苦情や議会での指摘を踏まえ場当たりの対応ではなく、町道の整備や維持管理は十分検討した上で優先順位を定め、順次計画的に進めていることと確信しております。 そのような観点から、町道大間漁港線の一部未舗装道路は早急に舗装整備が必要であると考えておりますが、町長の所見をお伺いします。
	答弁 ▼ 町長
	町道の未舗装道路につきましては、令和6年度に町道花沢二号線の舗装工事を実施いたしました。また、町道大間漁港線の舗装工事につきましては、当初、本年度の実施を予定しておりましたが、予算の確保状況や工事全体の発注件数を考慮した結果、令和8年度予算で実施する方向で検討しております。 今後においても、町道における未舗装道路の整備については、交通量が多い道路や通学路、また緊急車両の通行が必要となる道路を優先しながら、限られた予算の中で効率的かつ計画的な整備を進めて参ります。引き続き、地域住民の生活環境の向上と、安全で快適な交通環境の確保に努めて参ります。

質問 1 風車の事故防止対策と安全対策について

秋田県内で起こった風車ブレード落下事故は風車の羽根が80メートル離れた場所に落下し、近くにいた男性が死亡するという痛ましい事故がありました。

これを受けて、県は風力発電の風車の羽根が落下した事故について、市と町と共同で現地調査を行い、県内の発電事業者に注意喚起したほか、原因究明と再発防止の徹底を求めたことに加え、設置場所や管理基準の見直しについて国に求めているとの報道がありました。

本町には多数の風車が道路沿いなどに設置されており、住民が不安に思っていることから、前回も一般質問させていただきました。

各自治体では事故防止策や安全対策について、対策を講じているようですが、人の命も奪われている事故が起きている以上、これらに対する対策について、住民も強く望んでおります。

町長は、これらの対策を講ずる考えがあるか、所見をお伺いいたします。

答弁 ▼ 町長

本町には多数の風車が設置されており、これに対して住民の皆様が不安を抱えていることは、町としても十分に認識しております。風力発電は、再生可能エネルギーとして重要な役割を担っておりますが、同時にその安全性の確保が極めて重要であることは言うまでもありません。風力発電設備の設置や安全管理につきましては、現行制度上、町が直接的な法的権限を有するものではなく、電気事業法など国の定める基準に基づき、事業者が適切に設置・管理を行うこととなっております。

町といたしましては、こうした法的権限の有無にかかわらず、住民の皆様から風車の異音や不具合等の通報を受けた際には、速やかに事業者へ連絡するなど、できる限りの対策を講じます。また、今後も関係機関と連携しながら、住民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに向けて、全力で取り組んで参ります。

再質問

この風車に対しては、道路沿いに近い風車、結構見受けられます。もしこれが、消耗して羽が折れて道路沿いに落下した場合、車との接触事故でこの責任ってどういうふうになるんですか。事故の場合は。それちょっと教えてください。

答弁 ▼ 谷口政策推進室長

おそらく小型風車と呼ばれる小さな道路沿いにある風車だと思います。これに関しては、電気事業法に基づいて所有者が設置、維持管理し

てるものになります。

ですので、事故等があった場合には、基本的にはその事業者が責任を負うことになろうかと思います。また、普段の維持管理に関しても、不備による事故というのは多数発生することだと思います。その上では、今小型風力というのはですね、固定価格買い取り制度といいまして、比較的高額な値段で電気が売買されている現状があります。その維持管理を万が一怠りますと、その売買契約も成立しないという法的措置もございますので、その辺から見て抑止されていってることかと思います。基本的には事業者が責任を負うような形になろうかと思います。

再々質問

事業者ということはなに、事故を起こしたこの売った土地の人ですか。それはちょっとわからないんですよ。小型風車の場合は、土地を売ってお金にするでしょ。したらそれ誰が補償するのかっていうこと、ちょっと詳しくもう一回お願いします。

答弁 ▼ 谷口政策推進室長

上ノ国町の今の小型風車はですね、土地から上物の風力発電設備を含めて同じ所有者が持っている場合もありますし、借地で持っている場合もあります。あくまでも風車の事故に関しては、土地の問題というよりは、風力発電設備の問題かと思いますが、一般的には風力発電設備は電気発電事業を行うような企業さんが所有していることだと思いますので、今責任の所在に関しては風車本体を所有している事業者となろうかと思います。

質問 1 市街地の熊の出没時の発砲許可について

近年のクマの市街地への出没が相次ぐ中、これまでの鳥獣保護管理法では、住宅が密集している市街地で猟銃を使用することは禁止されており、これまで市街地にクマが出没したケースでは、人に危険が生じている場合に限り警察官が別の法律に基づいて発砲を命じるなど対応していましたが、今後は市町村の判断で特例的に市街地での猟銃の使用を可能とすることなどを盛り込んだ改正鳥獣保護管理法が成立しました。

しかしながら、実際に市街地に熊が出没した場合、市街地での発砲経験がないことで危険が伴い、様々なリスクが考えられます。また、自治体やハンターに判断の責任を背負わされる事も危惧されます。

町として、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

答弁 ▼ 町長

現在、農林畜産物への被害防止を目的としたヒグマ等の有害鳥獣の駆除につきましては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、箱罾や猟銃による対策を適切に実施しているところでございます。

この度の同法の改正は、令和5年度において全国的にクマ等が人の生活圏に出没する事例が多発し、人身被害の件数が過去最多となったことを受け、地域住民の安全確保の観点から、これまで以上に予防的かつ迅速な対応が求められており、クマ等の危険鳥獣による生命・身体への危害を防止するため、「緊急銃猟」に関する規定が新たに盛り込まれました。改正鳥獣保護管理法は、本年4月18日に成立し、公布の日から6か月以内に施行されることとなっております。

現在、実施に向けた制度整備のため環境省においてパブリックコメントの募集が行われており、集約された意見などを踏まえた具体的な手順や市町村での判断に必要な国のガイドラインが作成されることとなっております。

町といたしましては、今後、国のガイドラインが示されましたら、地元猟友会や関係機関等と連携を図りながら、対応方針について早急に協議して参りたいと存じます。

再質問

答弁によりますと、パブリックコメントの募集があり、その後、国のガイドラインに示されるのを待つということ。そういう答弁だったと思います。しかし、心配されることもあります。そもそも全国で決められるガイドラインといっても、例えば本州のクマと道内のクマはやっぱりツキノワグマとヒグマってということで、実際に人がいるときの危険性も違うということもありますし、例えば砂川で起こったように、市の要請で出たはずのハンター側に責任がきてしまったっていう責任問題が発生

してしまうので、今後、そういうハンターを交えた責任問題が発生しないのかと。また、夜間猟銃っていうのも認められるようになったため、市街地の発砲がさらに難しくなります。それに、やっぱり上ノ国では、全国でも人家の近くにクマが出没するケースがとっても多いと思います。

つまり、国のガイドラインを待つんでなくて、この上ノ国から、どちらかというと当事町なので、上ノ国町で今不安に思っていることはパブリックコメントに、今危惧されていることを意見する側ではないかと思うんですけども、待つというよりも。それに関してはいかがですか。

答弁 ▼農林課長

今回の法律の改正というのは、当然、全国的なお話ですので、それぞれが猟銃を使っていい基準というものに判断、すごい迷うことになるかと思っています。そのためですね、今、北海道、北海道市町村会、北海道町村会の3団体で、今ガイドラインの緊急猟銃における住民等の安全確保を含めた具体的な実施手順。あとは、発砲の判断基準。それを指示した市町村の責任の範囲。あとは、事故等が発生した場合の補償の範囲など、現場で安全に迅速に対応するための必要な事項を明確に示すようにということですね、この後要望するというのも伺っております。

そういう意味からはですね、やはりそういった要望を踏まえたガイドラインというものが出されるかと思いますので、そのガイドラインに則した形で対応することが一番重要かなというふうに考えております。その上で、できるできないですとか、こういったところに問題があるか。そういったところですね、地元の猟友会等と確認しながら、今後の対策の方は進めたいと考えております。

再々質問

やはりこの、クマ出没した場合、今まででも警察が立ち会いの下、発砲できるっていうことでしたけども、やはり札幌なんかでも実際クマ出たときは、そういう事例はなかったと思います。上ノ国でもやっぱり各地区で地形も違いますし、その場面場面で違う状況が発生すると思います。あと多発する地域もあると思います。やはり今まで、これから鳥獣法が市街地でも撃てるようになったということなんですけども、やはりクマ出ると我々普段町歩いてても、夜歩いてても危険を感じるがあるので、出たら必ず駆除してほしいとは思いませんけども、地区別にちゃんと上ノ国特有の駆除の仕方っていうのを考えるべきじゃないかと思えますけども、いかがでしょうか。

答弁 ▼農林課長

町特有の駆除の方法ってというのがちょっとですね、私も具体的にどういったものがそういうものに当たるかっていうのはわからないんですが、何よりも住民の命だとか、そういったものを守るっていう観点からは、今言われたとおりですね、うちの方でやれる範囲っていうのは決ま

	ってくるのかなっていうふうに思っております。ハンターさんの巡回ですとか、都度防災無線を流すですとか、そういう予防的なことはできるかと思うんですが、うち特有でなにか具体的に駆除する方法と言われますと、なかなか難しいというふうに考えております。 いずれにしましても、今後もですね、住民の安全のためにはですね、いろいろと策を講じないとならないとは思いますので、引き続き対策等講じて参りたいと思います。
質問 2	公共施設の防犯カメラの整備について
	今年の3月4日に湯ノ岱の国民温泉保養センターで空き巣が侵入し、館内の券売機や金庫が壊され、現金約15万円が盗まれる事件が発生しました。 現在でも犯人は捕まっておらず、地域住民の間に不安が広がっています。この事件により、公共施設におけるセキュリティの脆弱さが明らかになりました。 その後、湯ノ岱温泉には防犯カメラが設置されましたが、町内の他の公共施設では防犯カメラは設置されないように見受けられます。特に、役場庁舎、健康づくりセンター、総合福祉センター、スポーツセンターといった主要施設には、金銭や貴重品、重要書類などが保管されており、防犯上のリスクが高いと考えられます。被害が発生してから対応するのではなく、予防的な観点からも設置を検討すべきと考えますが、今後防犯カメラの整備を進める考えがあるのか、所見を伺います。
	答弁 ▼ 町長
	公共施設における防犯カメラの設置については、地域の安全を確保するためにも重要な役割を果たすほか、犯罪抑止や事件発生時の迅速な対応に寄与するものと認識しております。 このたびの盗難被害は、住宅地よりやや離れた場所に位置しており、住民の目が届きにくいことから、犯行の標的となったものと推察されます。 ご質問にありました主要施設につきましては、本庁舎には警備員を配置しており、その他の主要施設には民間のセキュリティーサービスを導入することで、防犯対策を講じています。その一方で、その他の公共施設については、多くが住宅地に近く、地域住民の目が大きな抑止効果を持つと考えているため、現時点では防犯カメラの設置は予定しておりませんが、今後の治安情勢や施設の利用状況等を踏まえ、プライバシーの保護に十分配慮しながら、柔軟に対応して参りたいと存じます。
	答弁 ▼ 教育長
	教育委員会所管の主要施設である総合福祉センターやスポーツセンターにつきましては、既に防犯カメラを設置しております。両施設の設置状況は、総合福祉センターでロビー及び天の川ホールの2箇所、スポーツセンターでは、ロビー1箇所、1階通路2箇所、アリーナ1箇所、ラ

	ンニングデッキ4箇所の合計8箇所となっております。また、両施設とも民間のセキュリティサービスを導入し、職員や管理人が不在となる夜間や年末年始などにおいても防犯対策を講じているところでございます。
	再質問 本来であればやはり防犯カメラの役割ってというのは、多岐にわたることとはご承知のことだと思います。最近、現在の社会では、かなり犯罪率が多くなっていると感じられます。それは、町の中であっても、人目があっても、昼間でも起こったりするっていうのはよくニュースで見えています。また、最近ではさまざまな乗り物に関してもさまざまな事故が増えております。さらに、学校に入り込んで事件を起こすという事例も報道されております。そういう点を踏まえると、やはり施設の中では、例えば学校だとか、通学路だとか、さらに小さい子どもが集まる公園などとかにも、やはり防犯カメラの必要性が出てくるんじゃないかと思います。 また、犯罪や事件の特定にもなりますし、それに今、正直じょぐらとスポーツセンターに防犯カメラがそれだけ設置されてるっていうのは知らなかったんですけども、今、セキュリティのことを答弁されていましたが、防犯カメラがあるともっとセキュリティの頻度というか、安全性が向上するんじゃないかと思うんですよね。あともちろんプライバシーの問題とかも出てくるとは思いますけども、それはやはり普段防犯カメラの映像っていうのは公開されるものではないですし、またその映像はパスワードなんかで管理することもできることから、それに関してはほとんど問題ないかと思います。 さらなる安全性のために、防犯カメラ今一度考えてみてはいかがでしょうか。
	答弁 ▼ 施設課長 防犯カメラの設置につきましては、一定の抑止効果はあると思うんですけども、報道等見るとおり、無人の販売所に防犯カメラ付いてても結局は盗難に遭ってるような状況でありますので、繰り返しの答弁になってしまうんですけども、治安の状況とか、周りの状況をですね、確認しながら設置の方検討して参りたいと思います。
質問 3	上ノ国町民プールの改修について
	上ノ国町民プールは、昭和51年の開設からおよそ50年が経過しており、施設の老朽化は否めない状況にあります。かつては年間6,000人を超える利用者がありましたが、一昨年では1,800人ほどに減少しております。利用者は減少傾向にあるものの、学校の子どもたちにとって、今も楽しい施設であり、教育的な役割を果たしていると考えます。また、屋内プールであることから、天候や気温によっては室内が非常に暑くなる日がある一方、涼しい日には水から上がった際に寒さを訴える子ども

もいると聞いております。

近隣の町では、多くが温水プールを整備しており、快適性や安全性の観点からも環境整備が進んでいます。

上ノ国町は、もともと子どもたちが遊べる施設が少ないと言われており、温水化されたもう少し大きなプールであれば利用者の増加につながる可能性があると考えます。今後のプールの改修に際し、温水化を含めた整備について、どのようにお考えか、所見を伺います。

答弁 ▼ 教育長

町内のプールは、現在上ノ国地区町民プールと河北地区町民プールの2箇所、6月末から9月初めまで開設しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、上ノ国地区で約50年、河北地区では約35年を経過し、老朽化による修繕箇所も散見しております。また、利用者数は子どもの数の減少に伴って年々減少していましたが、コロナ禍開けに夜間プールを開設したこともあり、仕事帰りの大人の利用が見られたため、若干ではありますが令和6年度から増加傾向となっております。

一方、近隣町では温水プールの設置を行っており、幅広い年齢層に利用されていると伺っておりますことから、今後、上ノ国町個別施設計画に基づいて、利用者の年齢層やニーズを把握した上で、温水化を含めた適切な規模や機能を検討し、費用対効果の高い施設の改修を計画して参りたいと存じます。

再質問

先ほど、町長の答弁で、別の人の答弁で町の歳出には際限があるっていう話をされたので、ちょっと再質問しにくい状態になってしまったんですけども、ちょっと近隣町のプール管理しているところに連絡してみますと、ほとんどはやっぱりまずは温水プールでした。しかも寒さ対策ってということで採暖室が設けられております。あとシャワーの完備してるところもあります。ちょっと知内の、一町の設備のこと言うのもなんなんですけども、知内のプールは木質バイオエネルギーによる熱供給をしているということと、当然、温水プールで室内も暖かく、施設内には学童保育も入っていて、子育て支援施設があるという、ちょっと素晴らしいプールでいいなと思いましたんですけど、建物全体もスギを使用してるそういうプールでした。

さらに厚沢部のプールなんですけども、構造的にカラ松を使ったり道南スギを使用したり、また梁や主要な部分にはカラ松集成材っていうのも使用しております。厚沢部なんですけど、上ノ国とは営業してる期間も若干違うんですけども、厚沢部の人に聞いてみたところ、年間入場者数っていうのが令和5年は2,700人でしたけども、令和6年が3,280人。これはやはり子どもたちだけでなく、大人の人たちの使用もしてると言っていました。

そういうことから、上ノ国のプールも近隣町と比べると、改修か新たに建てるのかわかりませんが必要性をすごく感じると思います。いかがでしょうか。

答弁▼社会教育担当局長

プールにつきましては、当然、老朽化が進んでおりまして、改修については事務局としましても考えております。

現在二つ、上ノ国地区と河北地区ありますけども、将来的に一つに集約した形での改修になると思います。規模等についてはですね、現在夜間プール、昨年5年ぶりに開設しまして、仕事帰りの大人の方の利用が多くありました。大人と言いましても、ほぼ女性の利用になってます。利用の仕方としては歩く形での利用なってますので、今年度は夜間プールの開設時期も少し3ヶ月くらいに拡大して、現在のプールの利用者から多く声を伺いまして、規模については考えていきたいと思ってます。また、期間を長くするというふうになると、温水化が必要になってきます。現状あのプールでは、だいたい水温っていうのが27度から31度になってまして、おおむねですね、プールを泳ぐ上で快適なプールの水温っていうのが26度から31度と言われてますので、その中で推移はしてるんですけども、今の水温の中でまた、利用者の声を聞くような形でもっと長く必要であれば、そのような温水化だとかっていうのも考えていけないといけないかなというふうには思っております。

再々質問

私ちょっとプールを利用してる方から、これだけはぜひ言ってくれと言われましたので、言いたいと思います。

実際に上ノ国町民も厚沢部町民にも聞いてみたんですけども、大人の方の利用の中には、目的としては、先ほど答弁あったように歩行用に、リハビリがてらというか、歩行困難になってる人たちがリハビリがてらに使うっていう例もけっこう見受けられました。上ノ国と違って厚沢部のプールは水深が80センチくらいの歩行専用のプールってのがあります。なので、上ノ国町からもわざわざ厚沢部まで出向いて歩行用プールを、歩行練習用にリハビリ用に使用してるという人も、まあまあ見受けられるそうです。なので、今の深さでももちろん歩行はできますけども、やはり高齢者とかになると80センチくらいのプールがやっぱり歩行するには妥当かなって思うんですよ。そういう点で考えると、今後そういうプールを増築するのか、または、ほんと新しく大人でも、小さい子どもから大人が集えるような、そういうプールがあれば上ノ国町にも、もっとこう上ノ国町内でも行く人が増えるんじゃないか。さらにちょっと必要性もお話聞くと感じられます。そういう点でぜひ、もう老朽化もしてるっていうことなんで、ぜひ検討していただきたいと思いますんですけども、よろしくお願いします。

答弁▼社会教育担当局長

現在の上ノ国プールですと、110センチから130センチの深さであったりとか、子ども用だと逆に60センチの深さであったり、ちょっと大人と子どもが利用する深さで大分差があるので、今議員おっしゃったよ

うな、少し歩きやすい深さっていうのも、当然、利用者のニーズがありましたら検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。